

会議録

1 監査委員から請求人への質疑

問1 いつ頃からこの問題を意識するようになったか。

答 令和8年2月に入ってから。

問2 市や浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の決算書はいつ頃公表されるかご存じか。

答 知らない。

問3 令和6年度の補助金交付の財務会計上の行為は、令和7年1月10日に終了している。そこから1年以内となると請求期限は令和8年1月10日となる。この度の請求は令和8年2月24日付けであるので、請求が遅れた正当な理由があるか伺う。

答 財務会計の決算がいつ行われていたか知らなかったため。また、浜田市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という）は担当課に請求して初めて手に入れたものであり、数字やその根拠を知り得たのが令和8年2月以降であるため。

問4 要綱第4条「事務局長等の設置に必要な経費」の違法性（裁量権の逸脱・濫用）について

① 「給与の全額相当を保証する仕組み」とあるが、この仕組みをいつ、どの資料で確認されたか。

答 住民監査請求を提出した約1週間前に、要綱の説明を求めた際、担当課の口頭説明により知った。

② 「給与の全額相当を保証する仕組み」とは、具体的に誰の給与が全額相当保証されると認識しておられるか。

答 市社協職員16人分の給与。

③ 「労働実態を伴わなくても全額を公費負担させられる「特権的な身分保障」」とはどういうことか。

答 職員を設置すれば、その労働実態を問わず自動的にその補助が行われるという認識。

問5 「マネーロンダリング」による違法な赤字補填（公益性の欠如）

について

- ① 措置請求書1ページ目の最後の行に、「「介護事業の施設貸付料は民間と同等の減免であり競争条件は公平である」と説明してきたが、実態は「人件費補助金を経由した裏口からの全額赤字補填」が行われている」とある。ここでいう「施設貸付料」の話は、どのような意図で記載されたか。

答 施設貸付料については、市社協だけではなく他の社会福祉法人も同様のルールで減免していると説明された。また、市社協の本体業務については賃貸料は0円だが、収益事業若しくは委託事業については減免後の賃料を払うことで民間と同様に公平な賃料負担をいただいているとの説明があった。しかし数字上は赤字の介護保険事業に昨年度4,000万円、延べ8,000万円もの資金が本体から流し込まれている。民間の介護事業所ではそのようなことはなく赤字になれば潰れるしかない。そのような意味。

- ② 民間事業者への明白な民業圧迫とは、具体的に、誰が訪問入浴やデイサービスなど具体的にどの事業を圧迫しているということか。

答 市社協が、市内全ての事業者に対し、訪問入浴・ヘルパー・デイサービスの各事業を圧迫しているということ。

問6 介護保険法違反（幽霊事業・虚偽報告）の黙認と善管注意義務違反について

- ① 「市社協の組織的な不正」とは、訪問入浴事業における人員配置基準違反のことか。

答 それもあるし、過去には市社協のケアマネージャーである課長が、5年以上にわたり毎月1回の訪問について虚偽報告を行っており、ケアマネの資格剥奪や新規受け入れ停止の処分を受けたと記憶している。

- ② 「市社協の怠慢」とは、具体的に何を指しているか。

答 例えば、三隅地区に日曜日のヘルパー対応事業所がないという情報を地域包括支援センター三隅の職員が知らなかったこと。市社協ホームページに掲載されている訪問入浴の問い合わせ先電話番号が誤っていたこと。県に提出している訪問入浴サービスの提供回数について、実数と異なる報告をしていること。

③ 「幽霊事業」とは、具体的に何のどういうことを指しているか。

答 訪問入浴サービスを週1回木曜日しか提供していないこと。

④ 市社協の経営責任者は誰とお考えか。

答 理事長ではないか。

問7 形式的な「実績報告」及び「基金取り崩し」の抗弁の不当性について

本市の補助金が、民間圧迫（官製ダンピング）の原資として機能しているという財務的実態を隠蔽するものという主張でよろしいか。

答 市社協が公金で成り立っているのは当然と思うが、その本体から、民間圧迫しかねない介護保険事業に赤字補填することはおかしいと思っている。

問8 今回の請求は、地方自治法第242条に規定する6項目のうち、どれに当てはまるのか。

答 (1) 公金の支出。

2 請求人の陳述

請求の要旨の補足説明及び訪問入浴上乗せ補助金の浜田市訪問入浴介護事業補助金交付要綱違反について追加の請求を提出された。